



財団法人地域活性化センターの助成事業について

質 問

財団法人地域活性化センターの行っている助成事業について教えてください。

回 答

1. はじめに

財団法人地域活性化センター（以下、「センター」という。）は、活力あふれ個性豊かな地域社会を実現するため、まちづくり、地域産業おこし等、地域の活性化のための諸活動を支援するために、「情報提供及び調査研究事業」「ひとづくり・研修交流事業」「まちづくり・地域づくり支援事業」を行っています。

一般に助成事業と呼ばれているものは、この「まちづくり・地域づくり支援事業」のうちの地域づくり助成事業になります。この地域づくり助成事業については、毎年、府内市町村からも多くの応募をいただいています。ここでは、平成20年度に実施が予定されている主な助成事業について、注意事項と併せて紹介します。

【主な地域づくり助成事業】

- 地域イベント助成事業
- 魅力ある商店街づくり助成事業
- 活力ある地域づくり支援事業
- 公共スポーツ施設等活性化助成事業
- 移住・交流受入システム支援事業
- 地域づくりアドバイザー事業

2. 主な助成事業の解説

(1) 地域イベント助成事業

この事業は、コミュニティが主体となって実施するイベントで、創意工夫に富み、地域の活性化に貢献すると思われるものに対して助成を行うものです。毎年、全国から多くの自治体が応募して

おり、原則として過去5年間に助成歴のないイベントが優先されます。

なお、本助成事業は、財団法人地域社会振興財団の「長寿社会づくりソフト事業費交付金事業」の一環として行われていますので、ポスター等印刷物にその旨を明示する必要があります。

助成対象団体は市町村であり、助成額は1団体につき100万円（助成率10/10、千円未満切り捨て）が上限となっています。

助成対象となるイベントは、市町村が関与する単年度事業で、かつ、次の5点に該当し、地域の活性化に貢献すると認められるものでなければなりません。すなわち、地域活性化をテーマとしない単なる集客イベント等は、対象外となります。また、国又は都道府県から補助金を受けているものも対象外です。

- ①コミュニティが、自主的、主体的に企画・実施していること
- ②コミュニティが、目的を持ち、長期的展望にたって企画していること
- ③地域特性、地域資源を有効活用していること
- ④内容が創意と工夫に富んでいること
- ⑤助成による十分な事業効果が見込まれること

この助成金の交付を受ける市町村は、製作物に、次表のとおり明示を行う必要があります。

実施に係る付帯条件

製作物	明示内容
会場アーチ・吊り看板、立て看板・会場案内図・順路表示板、ポスター・チラシ・プログラム等の製作物	・当該事業が「財団法人地域社会振興財団」の交付を受けている旨 ・「財団法人地域活性化センター」が当該イベントの後援又は協賛団体として参加している旨
ポスター・チラシ・プログラム等の印刷物	・(例)「この事業は、長寿社会づくりソフト事業として実施しています。」 ※10ポイント(約3mm角)以上の大きさ

(2) 魅力ある商店街づくり助成事業

この事業は、自治宝くじの普及宣伝を図るとともに、地域の活性化を推進するため、商店街のイメージアップ又は中心市街地の再活性化を目的としたモデル的な商店街の振興整備事業に対して助成を行うものです。

助成対象団体は市町村であり、助成額は1件につき2,000万円に消費税額等を加えた額（助成率10/10）が上限となっています。

市町村が中心市街地における商店街振興に関して策定する基本計画等（以下、「基本計画等」という。）に基づき実施する単年度事業で、商店街のイメージアップに資する施設、設備等の整備（いわゆるハード事業）に要する経費が助成対象となります。事業実施主体は市町村以外認められませんが、事業実施にあたり、その業務の一部又は全部を委託することができます。また、基本計画等には、策定しようとしている案も含まれます。

また、施設、設備等の整備に要する経費とは、事業実施に必要な工事請負費、設計委託費等が該当し、用地購入費・用地造成費、既存施設の購入費又は撤去費、事務費的経費（旅費・消耗品費等の間接的経費）などは対象外となります。

さらに、本来、行政機関が整備すべき基本的機能と考えられる施設等、駐車場やトイレのみの整備といった宝くじのイメージにそぐわないと思われる施設等又は長期にわたり自治宝くじの普及宣伝の効果が発揮できない施設等（容易に処分可能な動産の整備、地域の特性が認められない施設等）の整備事業も助成の対象外となります。

(3) 活力ある地域づくり支援事業

この事業は、地域の活性化を図るとともに宝くじの普及広報を行うため、活力ある地域づくりを目的としたモデル的な事業に対して助成を行うもので、『地域資源活用助成事業』、『広域連携推進助成事業』、『活力ある商店街づくり助成事業』の助成事業から成り立っています。

助成対象団体は市町村又は広域行政機構である広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会であり、どの助成事業も

助成額は500万円（助成率5/10、千円未満切り捨て）が上限となっています。ただし、国からの補助金の交付を受けているものは対象外となります。

なお、本助成事業は財団法人自治総合センターからの助成金を財源としていますので、広報誌等を通じて「宝くじの助成金で開催した（する）」旨の広報を行うとともに、実施事業のパンフレット等に宝くじ普及広報デザインを表示し、宝くじの普及広報に努めなければなりません。

各事業採択基準は次のとおりですが、実行委員会等が実施するソフト事業に対して行う助成も含まれます。

『地域資源活用助成事業』

地域の自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の特性を地域資源として発見し、積極的な活用を図ることを目的とするソフト事業。

『広域連携推進助成事業』

複数の市町村が共同して実施する広域的な連携を目的とするソフト事業。

『活力ある商店街づくり助成事業』

地域の特色を活かし、主として中心市街地において自主的・主体的に実施される商店街の活性化を目的とするソフト事業。

商店街の魅力を高めるために、一定の規模を持った統一的な取組として複数の商店街組合等が共同で実施するものも含まれます。

助成対象経費には、各事業に必要な備品等購入費、実施に係る事業費・企画立案費ですが、事業規模は、助成申請額が150万円以上となる事業が望ましいとされています。

(4) 公共スポーツ施設等活性化助成事業

この事業は、公共スポーツ施設等の有効活用を促進するためにその管理運営に創意工夫を凝らしているモデル的な事業に対して助成を行うものです。

助成対象施設は、市町村が設置する体育館や陸上競技場などの公共スポーツ施設、健康増進施設、またはその複合施設（指定管理者制度を導入したものも含む。）のうち、次のいずれかの要件を満た

しているものです。

①平成20年度に運営を開始する施設（H20.1～H20.3に運営開始する施設を含む。）又はすでに運営開始している施設のうち、効果的・効率的な利用システムを新規に整備するもの又は抜本的見直しを行うもの

②①以外の施設で、有効活用を促進するため新たに特色のあるソフト事業を実施する施設

助成対象事業は、対象施設の有効活用を促進するためのシステム整備事業（新規又は抜本的見直し）又は地域スポーツ活動の推進や健康増進に資するためのソフト事業です。

ただし、国又は地方公共団体の補助金や地方債等の特定財源が充当されるもの、施設整備費、学校体育施設、地域医療機関が実施するソフト事業は対象外となります。

助成額は、システム整備事業については1,000万円、ソフト事業については100万円、併せて実施する場合は1,000万円（うち、ソフト事業は100万円以内）が上限（助成率10/10）となっています。助成対象経費が100万円未満となる事業は対象外となります。

ソフト事業において、いわゆる「貸し施設」サービスのみを提供するもの、単なる施設の維持管理や竣工式等の記念行事等についても対象外となります。

（5）移住・交流受入システム支援事業

この事業は、地方が都市住民などを受け入れる移住・交流者受入システムの構築に取り組む市区町村のモデル的な事業に対して助成を行うものです。

助成対象団体は市区町村であり、助成額は、市区町村単独での取組については200万円、複数の市区町村が共同して取り組む場合は400万円が上限（助成率はともに10/10）となっています。従来はコンサルティング業務を委託する経費のみでしたが、平成20年度から、謝金及び旅費、コンサルタント業務に直接付随する市町村の旅費及び賃借料等も助成対象となります。

助成対象事業は、市区町村が事業主体であり、

以下の全てに該当するものです。

①事業計画に具体性がある

②事業の実施に係る実質的成果があがることが期待できる

③コンサルタントとの連携を円滑に行う体制整備等、事業をより効率的に実施される仕組みを有する

④他の市区町村における移住・交流者受入システム構築のモデル事例となり得る

なお、事業実施期間が、平成19年度までは年度末までとなっていたましたが、平成20年度は2月末日までに短縮されています。

（6）地域づくりアドバイザー事業

この事業は、市町村が地域の活性化を推進するために適切な助言を行う各分野の専門家等（アドバイザー）を招聘した場合に要する経費に対して助成するものです。

助成対象団体は市町村又は広域行政機構である広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会であり、申請は1団体1件であり、19年度に採択された団体は対象外となります。

助成額は謝金、交通費及び宿泊費の実費分が助成対象となりますが、合計30万円が上限（助成率10/10）となっています。

また、謝金は、アドバイザー1人1回につき上限10万円、交通費には日当及びグリーン料金等は含みません。

助成対象事業は、次の各分野について行う取組で、テーマに具体性のある事業です。そのため、多数の聴講者を対象とした地域づくり全般についての講演会等は、原則として対象外となります。

①地域の総合的な振興に関する分野

②地域経済の振興に関する分野

③地域文化の振興に関する分野

④情報化対策に関する分野

⑤その他（健康増進・福祉計画等）

なお、当該事業の事業実施期間は2月までとなっています。

3. 申請にあたっての注意点

先述のとおり、地域イベント助成事業にあつては、財団法人地域社会振興財団が実施する「長寿社会づくりソフト事業費交付金交付事業」の一環として実施されています。同様に、魅力ある商店街づくり助成事業については自治宝くじの普及宣伝を、活力ある地域づくり支援事業については宝くじの普及広報を、それぞれ事業実施の目的としています。

このように、各事業は地域の活性化と併せて様々な目的をもって実施されています。そのため、助成事業によってはパンフレットやポスター、広報誌等により、様々な広報を行うこととされています。

しかしながら、過去の採択事例においては、パンフレット等への広報掲載が失念されているケースも見受けられます。パンフレット等の印刷物については、実績報告の添付書類となっていますので注意してください。

また、要綱上、事業完了後速やかに又は指定する期日までに都道府県を経由し実績報告書の提出などが定められています。当該報告書に基づき、助成金の額が確定及び送付がなされます。実績報告が遅れると、出納整理期間内に助成金の送付が間に合わなくなる場合もありますので、事業完了後は速やかに実績報告の手続を行ってください。

4. おわりに

過去に、地域イベント助成事業により助成を受けたもののうちに、佐賀県小城市の「清水紅葉の祭典」があります。夏場は避暑地として多くの観光客が訪れる同市ですが、その他の季節は観光客が減少するという課題を抱えていました。そこで、観光客の減少する秋冬にかけて、清水の滝をライトアップして紅葉のPRを行うというイベントを実施しています。併せて郷土料理のPRやミニコンサートを実施することで、埋もれていた地域の観光資源を掘り起こし住民参加の地域づくりにつなげた事例として、センターのホームページにも紹介されています。

この事例は、自分たちのまちを見つめ直し、何が足りないのか様々な視点から検討を重ね、短所を長所に変えて新たな地域づくりにつなげたモデル的な

事例と言えます。こうした事例はホームページだけでなく、センターの発行する「市町村の活性化新規施策200事例（地域政策の動向）」や「地域活性化ハンドブック」等でも紹介されています。全国の自治体の特色ある取組を参考に、自分たちのまちの新たな魅力の再発見につなげてください。

また、先にも一度触れていますが、地域イベント助成事業は毎年多くの自治体が応募する人気の助成事業であり、裏を返せば、採択されにくい助成事業とも言えます。この小城市のイベントは、目線を変えれば活力ある地域づくり支援事業のうちの地域資源活用助成事業としての応募も考えられます。助成事業の応募に当たっても、自分たちのまちを見つめ直すのと同様に、ひとつの視点からだけでなく様々な視点から応募の適否を検討してください。

そして、全国の事例を参考に、新たな目線から自分たちのまちを見つめ直すことで埋もれている地域資源を掘り起こし、様々な助成事業を活用することで、新たな地域づくりにつなげてください。府内市町村の魅力ある応募を期待しています。

(大阪府総務部市町村課振興・合併グループ)